

当社グループ所有地の土壌汚染調査の完了について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、土壌環境対策として、当社グループ各社の所有地について土壌汚染状況の調査を実施してまいりましたが、この度全ての物件の土壌汚染調査が完了しましたのでお知らせいたします。

当社は1999年度より、遊休地となった物件や売却する物件について土壌汚染調査を開始いたしました。土壌汚染調査の項目には、鉛やベンゼンなど「土壌汚染対策法」の基準対象物質に加えて、石油製品由来の“油分”についても自主基準を設けております。

2001年度には、「土壌・地下水に係る調査・浄化要領」を制定して、土壌汚染対策の取り組み体制を整備し、調査の結果、汚染が確認された場合には、汚染状況に応じ、土壌の浄化・入れ替えなど適切な対策を実施しております。

また、2003年2月の「土壌汚染対策法」の施行に伴い、敷地外部への漏洩未然防止を目的として、使用中の物件についても、敷地境界部の土壌汚染の状況調査を実施してまいりました。2005年度からは、調査対象を当社グループ会社が所有する物件に拡大し、このたび全ての調査を完了しております。

当社は、グループ理念に「エネルギーの未来を創造し 人と自然が調和した豊かな社会の実現に 貢献します」と掲げ、CSR活動強化の一環として、社会との関わりを大切に考え、積極的に環境負荷の低減に取り組んでおります。今後とも土壌環境対策事業を推進することにより、ENEOSブランドの信頼を獲得すべく努めてまいります。

記

● 1. 土壌調査・対策状況

区分	調査件数	汚染なし	対策済み	対策中
サービスステーション	3,265	2,923	248	94
油槽所	96	47	43	6
製油所・事業所など	22	8	5	9
グループ各社工場など	363	362	1	0
合計	3,746	3,340	297	109

● 2. 調査手法

＜使用中物件の調査＞

物件ごとに油分および有害物質の使用履歴を調査し、汚染の可能性がある物件は、敷地境界部での土壌中のガスの採取分析またはボーリングによる土壌調査を実施。

＜遊休・売却物件の調査＞

物件ごとに油分および有害物質の使用履歴を調査し、汚染の可能性がある物件は、ボーリングによる土壌調査を実施。

● 3. 調査対象物質

履歴調査結果をもとに対象物質を選定。(鉛、ベンゼン、油分など)

以上